

キャンベラ補習授業校 (CJSS Inc.) 代行講師就業規則
(2013年12月14日改正)

第1条 (目的)

この規則は、キャンベラ補習授業校 (CJSS Inc.以下「本校」という) に勤務する代行講師 (以下単に「講師」という) の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (遵守義務)

本校及び講師は、それぞれの立場で誠実にこの規則その他本校に関する諸規則を遵守し、その実行に努めなければならない。

第3条 (採用時の提出書類)

1 講師は、採用時に次の各号の書類を理事長に提出しなければならない。ただし、本校における勤務実績がある等の理由により、その必要がないと本校が認める場合は、この限りでない。

(1) 調査票 (連絡先、銀行口座等を記したものを。所定の用紙に記入)

(2) 査証の写し

2 前号の提出書類に変更が生じたときは、その都度理事長に關係書類を届け出なければならない。

第4条 (雇用期間)

講師の契約期間は1年を超えないものとする。

第5条 (退職)

講師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職により、講師としての身分を失う。

- (1) 自己都合により退職を願い出て、理事会が退職を承認した場合
- (2) 精神的又は肉体的な支障が生じ、講師としての職務遂行が著しく困難になったと理事会が認めた場合
- (3) 死亡した場合

第6条 (自己都合退職)

講師は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の14日前までに校長を通じて理事長に退職届を提出しなければならない。

第7条 (勤務日)

講師の勤務日は、授業日及び課外活動日とも土曜日、日曜日又は祝日のうち、本校が別に定める日とする。

第8条 (勤務時間)

- 1 講師の勤務時間は1日4時間とし、出勤及び退勤の時刻は次のとおりとする。

始業時刻 午前8時45分

終業時刻 午後0時45分

- 2 前項に定める終業時刻は、教員会議の実態等を踏まえ、あらかじめ理事長と校長の間で合意がある場合は、柔軟な運用を行うことができる。
- 3 課外活動日の勤務時間については、別に定めるところによる。

第9条 (出勤記録)

講師は、出勤時刻及び退勤時刻を出勤簿に記録しなければならない。

第10条 (給与等)

- 1 本校は、講師に対し、別に定められた日に、授業日数に応じて算出した給与を

支給するものとする。

- 2 本校は、必要に応じて、講師の給与に係る所得税を源泉徴収の上、豪州国税局に納入するものとする。
- 3 本校は、必要に応じて、退職年金保障制度に基づき、それぞれの講師が加入する年金基金に所要の額を積み立てるものとする。
- 4 本校は、必要に応じて、講師に係る労働災害保険に加入するものとする。
- 5 本条に定めるもののほか、給与等について必要な事項は、別に定めるところによる。

第 11 条 (休暇)

- 1 講師は、休暇を取得しようとするときは、休暇届を休暇の 2 週間前までに校長を通じて理事長に提出し、承認を得ねばならない。
- 2 急な病気等事前に休暇を申請することが不可能な場合は、休暇を取得する旨を校長に電話乃至他の適切な手段で通知するものとする。この場合、事後すみやかに校長を通じて理事長に休暇届を提出するものとする。
- 3 休暇は、1 時間単位で取得することができる。
- 4 休暇は、無給とする。

第 12 条 (遅刻、早退等)

前条の規定は、遅刻、早退又は私用外出の場合にも適用するものとする。

第 13 条 (無断欠勤)

第 11 条に定める手続きを経ずに欠勤した場合 (前条で準用する場合を含む。以下「無断欠勤」という) は、無断欠勤相当分について無給とする。

第 14 条 (児童・生徒の安全管理)

- 1 講師は、児童・生徒が本校の管理下にある間、児童・生徒の安全管理に留意す

るものとする。

2 児童・生徒の安全管理事項については、別途定めるところによる。

第15条(職責)

- 1 講師は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 2 講師は、次の各号の行為をしてはならない。
 - (1) キャンベラ補習授業校の名誉を棄損し、又は利益を害すること。
 - (2) 職務上知り得た個人情報等を在職中・退職後に拘わらず他に公開すること。
 - (3) 職務上必要ある場合を除き、キャンベラ補習授業校の物品及び機材を使用すること。
 - (4) 自己の職務に関連し、部外の者から金品の贈与を受けること。
 - (5) キャンベラ補習授業校の業務の妨げになる行為をすること。
 - (6) 豪州の法律で禁止されている、差別的及び性的なものを含めあらゆる種類の嫌がらせ行為を児童・生徒、保護者、又は他の講師に対して行うこと。
 - (7) 前各号に類似した行為、および、現地法が禁止行為と定めていること。

第16条(懲戒)

- 1 本校は、講師が次の各号のいずれかに該当する場合、所定の手続きの上、懲戒処分を行うことができる。
 - (1) 本校の名誉・信用を毀損し、又は本校の利益を害した場合
 - (2) 無断欠勤した場合
 - (3) 重大な刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
 - (4) 重大な経歴詐称をした場合
 - (5) この規則に違反した場合
 - (6) 前各号に類似した行為があった場合
- 2 講師は、理事会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

- 3 講師は、懲戒処分を執行される前に、自らの見解を説明する機会を十分に与えられるものとする。

第17条(懲戒の種類・内容)

- 1 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 警告 始末書を提出させ、将来を戒めること
 - (2) 減給 始末書を提出させ、給与を減額すること
 - (3) 出勤停止 始末書を提出させ、6ヶ月以内の期間を定めて出勤を停止し、その間の給与は支給しないこと
 - (4) 懲戒解雇 即時に解雇すること
- 2 前項第2号の場合において、減給の額は、1か月分の給与額の3分の1から10分の1の範囲とする。

第18条(賠償)

講師が、故意又は重大な過失によって本校に損害を与えた場合は、第16条の規定による懲戒処分を行うほか、その損害の全部または一部を賠償させることがある。

附則

この規則は、2012年4月1日から施行する。